

訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護事業所
介護ステーション Sefro(セーフロ) 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、株式会社いわい観光旅行社(以下「事業者」という。)が開設する介護ステーション Sefro(セーフロ)(以下「事業所」という。)が行う指定訪問入浴介護及び指定介護予防訪問入浴介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)にある高齢者等(以下「要介護者(要支援者)」という。)に対し、適正な指定訪問入浴介護、指定介護予防訪問入浴介護を提供することを目的とする。

(事業の運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を踏まえて、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 指定訪問入浴介護事業所の従業者は、要介護者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るものとする。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の支援を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を図るものとする。

4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1)名称 介護ステーション Sefro(セーフロ)

(2)所在地 千葉県白井市根 125 番地の 13

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1)管理者 1名

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2)看護職員 1名以上

看護職員は、利用者の健康状態の確認及び訪問入浴介護に必要な保健衛生上の業務を行う。

(3)介護職員 2名以上
介護職員は、訪問入浴介護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1)営業日 月曜日から土曜日までとする。
ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- (2)営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3)サービス提供時間 午前8時30分～午後5時30分までとする。
- (4)上記の(1)～(3)にあつては、事業所の運営状況および利用者の生活状況等に応じて双方の協議に基づき柔軟に対応を行うものとする。

(事業の内容及び利用料等)

第 6 条 指定訪問入浴介護の内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額の一割、二割又は三割の額とする。

- (1)全身浴
- (2)清拭(90/100単位)
ただし、介護職員3名で行った場合、上記の95/100単位とする。
- 2 指定介護予防訪問入浴介護の内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額の一割、二割又は三割の額とする。

- (1)全身浴
- (2)清拭(90/100単位)
ただし、介護職員2名で行った場合、上記の95/100単位とする。

3 利用料の額

全身入浴を実施した場合				全身入浴が困難な場合であつて、 利用者の希望により清拭 又は部分浴を実施した場合			
看護師又は准看護師1名及び介護職員2名で実施した場合		介護職員3名で実施した場合		看護師又は准看護師1名及び介護職員2名で実施した場合		介護職員3名で実施した場合	
利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
13,191 円	1,320 円	12,531 円	1,254 円	11,871 円	1,188 円	11,277 円	1,128 円

(通常の事業の実施地域)

第 7 条 通常の事業の実施地域は、白井市とその周辺地域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第 8 条 従業者は、利用者に対して従業者の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

(1)主治の医師からの指示事項等がある場合には申し出る。

(2)気分が悪くなったときは速やかに申し出る。

(3)体調不良等によって訪問入浴介護に適さないと判断される場合には、サービスの提供を中止することがある。

(緊急時等における対応方法)

第 9 条 事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるものとする。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 事業の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者(介護予防にあっては地域包括支援センター)等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

(苦情処理)

第 10 条 事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

(個人情報の保護)

第 11 条 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

(虐待防止)

第 12 条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次のとおり措置を講じるものとする。

(1) 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。

- (3) 事業所において、従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年1回以上)実施する。
- (4) 前(3)号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 事業者は、従業員に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るための研修(外部における研修を含む。)の機会を必要時 設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 2 従業員は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。